医療費助成制度のお知らせののの 090909



問い合わせ 年金·長寿医療グループ(☎®2137)

医療費助成は、医療費の自己負担を軽減する 制度です。

助成要件に該当する方には受給者証を交付い たしますので、年金・長寿医療グループまたは 各支所で申請してください。

なお、令和5年7月31日現在で受給資格をお 持ちの方には、受給要件を確認した上で、令和 5年8月1日からの新たな受給者証を郵送して います。届いていない場合は問い合わせくださ い。

受給者証の利用について

- ●医療費が高額となることが見込まれる場合は、 加入している健康保険から『限度額適用認定 証』の交付を受け、保険証・受給者証と一緒に 病院の窓口へ提示してください。
- ●学校や保育所などで負傷した際に別の給付が適 用される場合、受給者証は使用できませんので ご注意ください。

	① 重度心身障害者医療費助成制度	② ひとり親家庭等医療費助成制度	③ 子ども医療費助成制度
	○市内に住民登録があり健康保険に加入していること ○主たる生計維持者の所得が制限額以内であること	○市内に住民登録があり健康保 険に加入していること	○市内に住民登録があり 健康保険の被扶養者と して加入していること
(全ての要件を満たす方)助成要件	○次のいずれかの障がいがあること ・身体障害者手帳の交付を受けており『身体障害者障害程度等級表』の1級、2級または3級の内部障害(心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のみ)に該当する方・知的障がいがあり、A判定の療育手帳の交付を受けている方、または1Qが50以下と判定(診断)されている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の1級に該当する方 ※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です。	○主たる生計維持者の所得が制限額以内であること ○次のいずれかに該当する方 ・ひとり親家庭などで20歳未満の子どもを扶養または監護している保護者 ・上記に該当する保護者に扶養・監護されている20歳未満の子ども、または両親の死亡などにより他の家庭に扶養されている20歳未満の子ども	○主たる生計維持者(保護者)の所得が制限額以内であること ○満18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの子ども ※令和5年8月1日から、課税世帯の中学生、高校生世代の方の入院医療費、指定訪問看護療養費が、新たに助成対象となりました。
	○3歳未満または住民税非課税世帯…初診時に一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円) のみ	○3歳未満または住民税非課税 世帯…初診時に一部負担金 (医科580円、歯科510円、 柔道整復270円)のみ	○3歳未満または住民税 非課税世帯…初診時に 一部負担金(医科580 円、歯科510円)のみ
自	○ 上記以外…1割負担 ※精神障がいのある方の入院は対象になりません。	○上記以外…1割負担	○上記以外…1割負担
己	※相中陸がもののののプラック人がある。	※保護者は入院と指定訪問看護	※課税世帯の小学生・中
負		にかかる医療費のみ助成。	学生・高校生世代は、 入院医療費と指定訪問
担			看護療養費のみ助成。
額	○上限額について 通院は月額18,000円(年額144,000円)、入院は月額57,600円(多数回該当の場合44,400円)です。		
	○指定訪問看護について1割負担(上限額は、非課税世帯が月額8,000円、課税世帯は月額18,000円(年額144,000円))です。		
	○健康保険証	○健康保険証	○健康保険証
必要手	○障がいの程度がわかる手帳または判定(診断)書	○戸籍謄本(戸籍全部事項証明 → 1	 ○主たる生計維持者の所
必要なもの	○主たる生計維持者、および申請者の所得課税証明書 (公簿確認ができる場合は不要)	書) ○主たる生計維持者の所得課税 証明書(公簿確認ができる場	得課税証明書(公簿確 認ができる場合は不要)

合は不要)